(3)　処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備　六万八千九百円（電子申請等による場合にあっては、六万八千四百円）

(4)　処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備　四万八千三百円（電子申請等による場合にあっては、四万七千八百円）

(5)　処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備　三万五百円（電子申請等による場合にあっては、三万円）

(6)　処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備　二万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、二万二千八百円）

(7)　処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備　一万八千二百円（電子申請等による場合にあっては、一万七千八百円）

(8)　処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備　一万四千三百円（電子申請等による場合にあっては、一万三千九百円）

(9)　処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備　一万二千百円（電子申請等による場合にあっては、一万千六百円）

(10)　処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備　八千二百円（電子申請等による場合にあっては、七千七百円）

二　法第十四条第一項の承認を受けようとする者

次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　ロに掲げる者以外の者　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して千立方メートル以上増加する場合　四十三万四千三百円（電子申請等による場合にあっては、四十三万四千三百円）

(2)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合　二十五万九千三百円（電子申請等による場合にあっては、二十五万八千九百円）

(3)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合　十七万四千七百円（電子申請等による場合にあっては、十七万四千三百円）

(4)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合　十万九千円（電子申請等による場合にあっては、十万八千五百円）

(5)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合　七万九千五百円（電子申請等による場合にあっては、七万九千円）

(6)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合　七万六千円（電子申請等による場合にあっては、六万九千六百円）

(7)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合　六万五千円（電子申請等による場合にあっては、六万四千六百円）

(8)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合　四万二千二百円（電子申請等による場合にあっては、四万千七百円）

(9)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合　二万九千三百円（電子申請等による場合にあっては、二万八千九百円）

(10)　その他の場合　一万八千二百円（電子申請等による場合にあっては、一万七千八百円）

ロ　移動式製造設備のみを使用して高圧低炭素水素等ガスの製造をする者　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千万立方メートル以上増加する場合　七万四千五百円（電子申請等による場合にあっては、七万四千円）

(2)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五百万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合　五万九千四百円（電子申請等による場合にあっては、五万九千円）

(3)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上五百万立方メートル未満増加する場合　四万八千四百円（電子申請等による場合にあっては、四万八千百円）

(4)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合　三万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、三万二千八百円）

(5)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合　一万九千三百円（電子申請等による場合にあっては、一万八千九百円）

(6)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合　一万五千四百円（電子申請等による場合にあっては、一万五千円）

(7)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合　一万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、一万二千八百円）